知事が保有する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和5年3月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第11号

知事が保有する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

知事が保有する行政文書の開示等に関する規則(平成11年岩手県規則第39号)の一部を次のように改正する。

知事が保有する行政又書の開示等に関する規則(平成11年岩手	T
改正前	改正後
	(開示請求書に記載することができる事項)
	第2条 条例第6条第1項に規定する開示請求書には、同項に
	規定する開示請求に係る行政文書について、次に掲げる事項
	を記載することができる。
	(1) 求める開示の実施の方法
	(2) 岩手県知事部局行政組織規則(平成13年岩手県規則第
	46号) 第76条に規定する行政情報センター、行政情報サブ
	センター及び行政情報サブセンター地域窓口並びに行政情
	報コーナー(以下「行政情報センター等」という。)にお
	ける開示(写し等を送付する方法以外の方法による行政文
	書の開示をいう。以下同じ。) の実施を求める場合にあっ
	ては、当該行政情報センター等の名称及び開示の実施を希
	望する日
	(3) 写し等を送付する方法により行政文書の開示の実施を
	求める場合にあっては、その旨
(開示の実施に関し開示請求者に通知する事項)	(開示の実施に関し開示請求者に通知する事項)
第2条 条例第11条第1項の実施機関が定める事項は、次に掲	第3条 条例第11条第1項の実施機関が定める事項は、次に掲
げる事項とする。	げる事項とする。
(1)・(2) [略]	(1)・(2) [略]
(3) <u>開示の実施</u> に要する費用に相当する額	(3) <u>手数料の額及び行政文書の写し等の送付</u> に要する費用
	に相当する額
(4) [略]	(4) [略]
(第三者に通知する事項)	(第三者に通知する事項)
1	

第3条 [略]

(電磁的記録の開示の実施の方法)

第4条 条例第16条第1項の実施機関が定める方法は、次の表 | 第5条 行政文書の開示の実施は、次の各号に掲げる方法の区 の左欄に掲げる電磁的記録の種別に応じ、それぞれ同表の右 欄に定める方法とする。

電磁的記録の種別	開示の実施の方法
1 磁気テープ、磁気ディスク、光	閲覧若しくは視聴
ディスクその他これらに類するも	又は複製物の交付
の(以下「磁気テープ等」という	
。)に記録されている電磁的記録	

第4条 [略]

(開示の実施の方法)

- 分に応じ、それぞれ当該各号に定める行政文書に限り行うも のとする。
 - (1) 文書又は図画の閲覧 行政情報センター等において閲 覧することができる行政文書
 - (2) 文書又は図画の写しの交付 知事が保有する乾式の複 **写機その他の機器を用いて写しを作成することができる行** 政文書

で、行政情報センター(岩手県庁 舎内に設置されている情報公開窓 口をいう。)、行政情報サブセン ター(公有財産の所管及び分掌の 特例に関する規則(昭和39年岩手 県規則第41号)第3条第1項に規 定する合同庁舎等(以下「合同庁 舎等」という。) のうち、奥州地 区合同庁舎江刺分庁舎、北上地区 合同庁舎、遠野地区合同庁舎、一 関地区合同庁舎千厩分庁舎及び岩 泉地区合同庁舎を除く庁舎内に設 置されている情報公開窓口をいう 。)若しくは行政情報サブセンタ 一地域窓口(合同庁舎等のうち、 北上地区合同庁舎、遠野地区合同 庁舎及び一関地区合同庁舎千厩分 庁舎内に設置されている情報公開 窓口をいう。)又は行政情報コー ナー (県外にある出先機関の事務 所内に設置されている情報公開窓 口をいう。) 内に設置されている 電子計算機その他の機器を用いて 閲覧し、若しくは視聴し、又は複 製することができるもの

2 磁気テープ等に記録されている 紙その他これに類 電磁的記録で、知事が保有する電 するものに印字し 子計算機その他の機器を用いて、 、又<u>は印画したも</u> 紙その他これに類するものに印字のの閲覧又は写し し、又は印画する方法により出力の交付 することができるもの

(開示を受ける者が申出をする事項)

- げる事項とする。
 - (1) 開示の実施の方法
 - (2) 「略]

- (3) 電磁的記録の閲覧若しくは視聴又は複製物の交付 磁 気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに類す るもの(以下「磁気テープ等」という。) に記録されてい る電磁的記録で、行政情報センター等内に設置されている 電子計算機その他の機器を用いて閲覧し、若しくは視聴し 、又は複製することができるもの
- (4) 電磁的記録を紙その他これに類するものに印字し、 は印画したものの閲覧又は写しの交付 磁気テープ等に記 録されている電磁的記録で、知事が保有する電子計算機そ の他の機器を用いて、紙その他これに類するものに印字し 、又は印画する方法により出力することができるもの

(開示を受ける者が申出をする事項)

- 第5条 条例第16条第2項の実施機関が定める事項は、次に掲 第6条 条例第16条第2項の実施機関が定める事項は、次に掲 げる事項とする。
 - (1) 求める開示の実施の方法
 - (2) [略]
 - (3) 行政情報センター等における開示の実施を求める場合 にあっては、当該行政情報センター等の名称及び開示の実 施を希望する日
 - (4) 写し等を送付する方法により行政文書の開示の実施を 求める場合にあっては、その旨

2 [略]

(費用負担の額)

- に定めるとおりとする。
- 2 条例第22条第2項の実施機関が定める開示の実施の方法ご とに実施機関が定める額は、別表第2に定めるとおりとする

(実施状況の公表の方法)

手県報に登載して行うものとする。

(必要な措置を講ずる出資法人)

<u>第8条</u> 条例<u>第41条第2項</u>の実施機関が定める出資法人は、<u>別</u>|<u>第9条</u> 条例<u>第26条第2項</u>の実施機関が定める出資法人は、<u>次</u> 表第3に定めるとおりとする。

別表第1(第6条関係)

区分		<u>単 位</u>	金 額
1 乾式の複	白黒	1枚につき	<u>10円</u>
<u>写機による</u>			(両面に複写した
写し(日本			場合にあっては、
産業規格 A			20円)
列3番の大	カラー	1枚につき	40円
<u>きさまでの</u>			(両面に複写した
ものに限る			場合にあっては、
<u>。)</u>			80円)
2 1に掲げる	以外の	1枚につき	当該写しの作成に
<u>写し</u>			要する費用に相当
			<u>する額</u>

別表第2(第6条関係)

開示の実 施の方法	区分	金 額
複製物の	1 光ディスク(日本産業規	1枚につき80円
<u>交付</u>	格X0606及びX6281に適合	
	する直径120ミリメートル	
	の光ディスクの再生装置で	
	再生することが可能なもの	
	であって、700メガバイト	

[略]

(送付に要する費用の納付)

第6条 条例第22条第1項の実施機関が定める額は、別表第1 第7条 写し等を送付する方法により行政文書の開示を受ける 者は、条例第22条第3項の規定により手数料を納付する際に 、当該行政文書の写し等の送付に要する郵便料金等に相当す る額を併せて納付しなければならない。

(実施状況の公表の方法)

第7条 条例第39条の規定による実施状況の概要の公表は、岩 第8条 条例第24条の規定による実施状況の概要の公表は、岩 手県報に登載して行うものとする。

(必要な措置を講ずる出資法人)

- に掲げる法人とする。
 - (1) 岩手県信用保証協会
 - (2) 岩手県農業信用基金協会
 - (3) 社会福祉法人岩手県社会福祉事業団
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、県が資本金、基本金その 他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人

1	のものに限る。)に	ァ始制1	l I
	<u> </u>		
	た複製物		
	2 1に掲げる以外の複製物		当該複製物の作
			成に要する費用
			に相当する額
紙その他	1 乾式の複写機に	白黒	1枚につき10円
これに類	よる写し (日本産		(両面に複写し
<u>するもの</u>	業規格A列3番の		た場合にあって
に印字し	大きさまでのもの		<u>は、20円)</u>
、又は印	<u>に限る。)</u>	<u>カラー</u>	1枚につき40円
画したも			(両面に複写し
のの写し			た場合にあって
<u>の交付</u>			は、80円)
	2 1に掲げる以外の写し		当該写しの作成
			に要する費用に
			相当する額

別表第3 (第8条関係)

岩手県信用保証協会

岩手県農業信用基金協会

社会福祉法人岩手県社会福祉事業団

一般社団法人岩手県畜産協会

公益社団法人岩手県農業公社

公益財団法人岩手県観光協会

公益財団法人岩手県土木技術振興協会

公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団

公益財団法人岩手県文化振興事業団

公益財団法人いわて産業振興センター

公益財団法人岩手県下水道公社

公益財団法人いきいき岩手支援財団

公益財団法人岩手県国際交流協会

公益財団法人岩手県林業労働対策基金

公益財団法人岩手生物工学研究センター

公益財団法人ふるさといわて定住財団

公益財団法人さんりく基金

アイジーアールいわて銀河鉄道株式会社

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。